

宣 誓 書

- 1 麻薬及び向精神薬取締法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。
- 2 罰金以上の刑に処せられたこと。
- 3 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。
- 4 後見開始の審判を受けていること。

上記のことについて、いずれにも該当ありません。

平成 年 月 日

氏名 印
(多数の場合は連名でも可)